

第13回水素・燃料電池戦略協議会

規制見直しの取組状況について

平成30年7月5日
燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）

規制改革実施計画

- 平成29年1月、安倍総理の施政方針演説
「燃料電池自動車の普及等の目標に向け各省庁にまたがる様々な規制をすべて洗い出し改革を進めます」
- 平成29年2月、FCCJから内閣府規制改革推進室へ40項目の規制改革要望を提出。
- 平成29年5月、第18回規制改革推進会議
「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」において、業界要望を全てカバーする形で、37項目の具体的な規制改革項目が盛り込まれた。
- 平成29年6月、閣議決定
37項目の内、中長期の検討が必要な項目については、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた**公開の場での検討を開始することとされた。**

「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」の設置

概要

- 議事・使用資料：原則公開とする。
- 検討会メンバー：事業者・業界等の関係者、有識者
検討会の議題に応じてゲストスピーカーを招聘
- 事務局：経済産業省商務情報政策局産業保安グループ
高圧ガス保安室
資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室
(共同事務局)
- 開催状況
 - ・ 第1回 平成29年8月24日
 - ・ 第2回 平成29年11月7日
 - ・ 第3回 平成29年12月25日
 - ・ 第4回 平成30年2月16日
 - ・ 第5回 平成30年3月29日
 - ・ 第6回 平成30年6月21日

- 第1回～第5回検討会において全37項目の検討を実施。
- 第6回検討会では、人に関する項目について、全体像や相互の関係、個々の課題等に関する総合的な検討を実施。

規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に記載された規制緩和項目一覧

（実施時期の順番に並び替えたもの）

：平成 29 年度結論、措置
（10 項目）

：平成 30 又は 31 年度結論、措置
（13 項目）

：検討を開始する
（14 項目）

計画	事項名	実施時期	計画	事項名	実施時期
27	水素スタンドにおける予備品の使用	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	43	型式承認等に要する期間短縮	平成 29 年度検討。平成 30 年結論・措置
36	燃料電池自動車への緊急充電に係る届出の明確化	平成 29 年度措置	52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標準方式の緩和	平成 29 年度検討開始、平成 30 年結論・措置
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し	平成 29 年度措置	55	容器等製造業者登録の更新の見直し	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論
44	国連規制（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備	平成 29 年度措置	56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	平成 29 年度検討開始、平成 31 年までに結論
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	平成 29 年度上半期措置	58	充電可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許可	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論
50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	平成 29 年度検討・結論	42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置
53	燃料電池自動車の水素充填口付近の標準の緩和	平成 29 年度検討・結論・措置	29	保安監督者に関する見直し（a:複数スタンド兼任の保安体制のあり方、b:保安監督者の経験要件の合理化）	a:平成 29 年度検討開始 b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論を得次第措置
61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	平成 29 年度に公開の場での検討を開始	26	水素充電時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	平成 29 年度検討開始。
34	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化（a:直接日光を遮る措置、b:高圧水素容器の上限温度、c:散水設備の設置）	a:平成 29 年度検討。平成 30 年度結論を得次第速やかに措置 b, c:平成 29 年度措置	30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許可（高圧ガス保安法、消防法）	平成 29 年度検討開始（消防法については、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始）
51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和（a:許容傷深さの柔軟な決定、b:容器の再検査の簡素化）	a:平成 29 年度検討・結論・措置 b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	平成 29 年度検討開始
25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し（a:保安台帳の廃止、b:販売主任者選任の合理化）	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度結論を得次第措置	32	一般家庭等における水素充電の可能化	平成 29 年度検討開始
28	保安検査方法の緩和	平成 30 年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	39	水素特性判断基準にかかる例示基準の改正等の検討	新たな判断基準が示され次第、速やかに検討を行う。
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	平成 29 年度検討開始。30 年度結論。	41	3.5 よりも低い設計係数	平成 29 年度検討開始
35	貯蔵量が 300 m ³ 未満で処理能力が 30 m ³ 以上の第 2 製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度上期結論・措置	45	高圧水素容器の品質管理方法の見直し	平成 29 年度検討開始
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	平成 31 年度までにリスクアセスメントを実施。当該結果を踏まえ、検討、結論。	47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充電許可の手続きの簡素化	平成 29 年度検討開始
40	設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度結論を得次第速やかに措置	48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	平成 29 年度検討開始
			49	燃料電池自動車に関する事務手続きの合理化	平成 29 年度検討開始
			54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	平成 29 年度検討開始
			57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充電可能期間の延長	平成 29 年度検討開始
			59	充電可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理	平成 29 年度検討開始。
			60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	必要なデータ等が示された場合には、検討開始。

37項目に関する平成29年度の措置等の状況(1)

No.27	No.36	No.37
水素スタンドにおける予備品の使用	燃料電池自動車への緊急充填にかかる届出の明確化	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し
【措置内容】 工場認定手続きのマニュアルが改訂され、速やかに認定品が作成できるよう、環境整備が行われた。	【措置内容】 事業者が緊急充填を行う際の届出の方法について内規で明確化された。	【措置内容】 確実に同時に稼働しない並列設備の処理量は合算しない旨、内規に規定された。
No.44	No.46	No.50
国連規則(UN-R134)に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の見直し	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し
【措置内容】 省令を改正し、国連規則において定める締約国に対する通知文の様式（日英並列表記）に準じて事業者型式承認証を交付することとされた。	【措置内容】 特別充填許可を受けた容器については、移動及び貯蔵の方法に係る技術上の基準の適用関係が明確化された。	【措置内容】 初回の設計確認試験を容器完成品の状態で受けていれば、繊維製造業者変更時に設計上荷重を分担しない繊維のない状態での受検が可能になった。

37項目に関する平成29年度の措置等の状況(2)

No.53	No.34 a	No.34 b,c
燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化（直射日光を遮る措置）	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化（温度上昇を防止する措置）
【措置内容】 標章の大きさに係る規定をなくし、標章に記載する文字の大きさが読みやすいものであることのみ規定された。	【措置内容】 直射日光を遮ることができることを技術的に説明出来れば許可を受けることが可能な旨、公開の検討会で示された。	【措置内容】 容器の温度40度を超えることを防ぐための措置は散水装置に限らないこと等が内規で明確化された。
No.51a	No.51b	No.59
燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和（1.25mmの上限緩和）	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和（補修の基準の緩和）	充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化处理
【措置内容】 国際容器則上の容器の許容傷深さについて、事業者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さが設定可能になった。	【措置内容】 国際容器則において、繊維が露出している場合に限り、樹脂での補修を必要とし、国内での容器再検査の基準が整合化された。	【措置内容】 充填可能期間経過後の容器であっても、自動車リサイクル法上の引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が廃棄のために行う必要最小限度の移動及び貯蔵が可能になった。

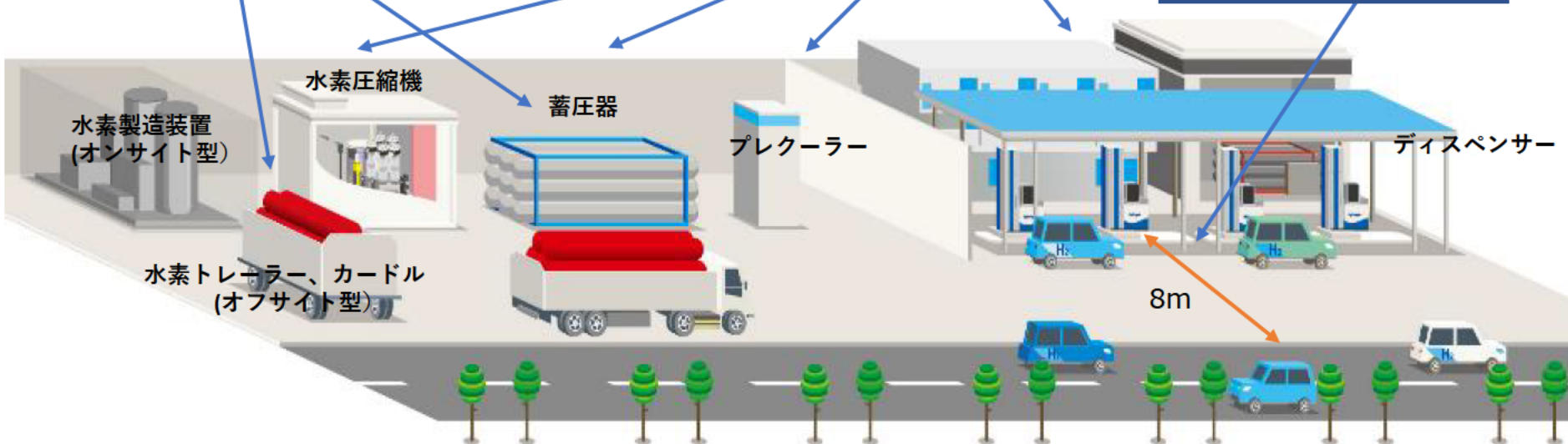
水素スタンドに係る規制改革要望項目

【建設コストに係る項目】

- 充填容器等における措置の合理化
(直接日光を遮る措置、散水設備の設置)

- 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し
- 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等
- 設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃
- 3.5よりも低い設計係数

- 距離規制の代替措置



【その他の項目】

- 水素充填時の車載容器総括
- 水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化等
- 保安監督者の経験要件の合理化
- 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し

- ### 【その他の項目】
- 水素充填時の車載容器総括
 - 水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化等
 - 保安監督者の経験要件の合理化
 - 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し

【運営コストに係る項目】

- 保安台帳の見直し
- 販売主任者の選任の不要化
- 予備品の使用
- 保安検査方法の緩和
- 保安監督者の複数スタンド兼任の許容
- 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
- セルフ充填の許容
- 遠隔監視による無人運転の許容

- ## 【運営コストに係る項目】
- 保安台帳の見直し
 - 販売主任者の選任の不要化
 - 予備品の使用
 - 保安検査方法の緩和
 - 保安監督者の複数スタンド兼任の許容
 - 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
 - セルフ充填の許容
 - 遠隔監視による無人運転の許容

水素スタンドに係る規制改革要望項目措置状況

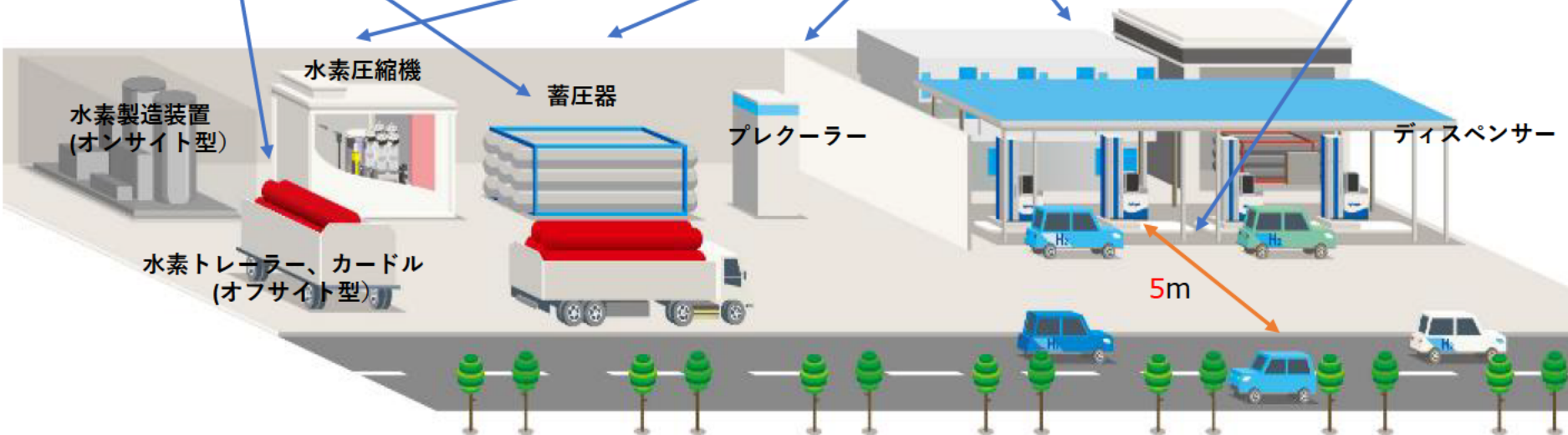
【建設コストに係る項目】

赤字文字：措置済み項目

- 充填容器等における措置の合理化
(直接日光を遮る措置、散水設備の設置)

- 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し
- 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等
- 設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃
- 3.5よりも低い設計係数

- 距離規制の代替措置



【その他の項目】

- 水素充填時の車載容器総括
- 水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化等
- 保安監督者の経験要件の合理化
- 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し

【運営コストに係る項目】

- 保安台帳の見直し
- 販売主任者の選任の不要化
- 予備品の使用
- 保安検査方法の緩和
- 保安監督者の複数スタンド兼任の許容
- 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
- セルフ充填の許容
- 遠隔監視による無人運転の許容